

議案第23号 三田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

三田市民病院の管理運営業務を指定管理者が行うことに伴い、実態に合った職員定数とするため、所要の改正を行う。

2 根拠法令

地方自治法

3 改正内容の概要

- 以下のとおり職員定数の改正を行う。

対象部局	定数【現】	定数【新】	差（新—現）
市長事務部局	559	<u>599</u>	40
病院事業事務部局	475	<u>0</u>	▲475

- 三田市民病院の指定管理等への移行に伴い、三田市民病院企業職員の皆減、市長部局事務職員への転任により定数を改正するもの。

4 施行期日

令和8年4月1日